

## 令和3年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和3年3月4日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第17号 第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の議決について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第18号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第19号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第20号 令和3年度那珂川町一般会計予算の議決について (町長提出)
- 日程第 5 議案第21号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第22号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第23号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第24号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第25号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第10 議案第26号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について  
(町長提出)
- 日程第11 議案第27号 令和3年度那珂川町水道事業会計予算の議決について (町長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(11名)

1番	福田浩二君	2番	大金清君
3番	川俣義雅君	4番	益子純恵君
5番	小川正典君	7番	益子明美君
8番	大金市美君	9番	川上要一君
10番	阿久津武之君	11番	小川洋一君
12番	鈴木繁君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫君	副町長	内田浩二君
教育長	吉成伸也君	会計管理者兼会計課長	高林伸栄君
総務課長	岩村房行君	企画財政課長	益子雅浩君
税務課長	大武勝君	住民課長	藤浪京子君
生活環境課長	高瀬敏之君	健康福祉課長	大森新一君
子育て支援課長	薄井和夫君	建設課長	佐藤裕之君
産業振興課長兼農業委員会事務局長	薄井亮君	上下水道課長	益子泰浩君
学校教育課長	板橋文子君	生涯学習課長	小松重隆君

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	笠井真一	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（鈴木 繁君） ただいまの出席議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（鈴木 繁君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
- 

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（鈴木 繁君） 日程第1、議案第17号 第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん改めましておはようございます。

一昨日の一般質問に続きまして、昨日は、議案第1号から第16号まで慎重なご審議をいただき、全て原案どおり議決をいただきました。ありがとうございます。本日も引き続きよろしく願いいたします。

ただいま上程されました議案第17号 第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

町では、平成28年3月に、町政運営の指針となります「第2次那珂川町総合振興計画、なかがわ「元気」ビジョン」を策定しまして、町の将来像であります、「人・もの・自然が融和し、みんなで手を取り合い、元気を生み出すまち」の実現に向けたまちづくりを推進して

きたところであります。

10年間の基本構想における前期5か年を対象とした前期基本計画につきましては、今年度をもって、その計画期間が終了することから、今後の町政運営を総合的かつ計画的に進めるため、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする後期基本計画を策定するものであります。

後期基本計画の策定に当たりまして、町政懇談会や町民の方を対象としたアンケート調査など、町の政策に対するご意見をいただきながら、また、議員の皆様にも計画の内容について、素案の段階から協議をお願いするなど作業を進めてまいりました。

本計画の策定につきましては、地方自治法第96条第2項並びに那珂川町議会基本条例第9条の規定により、その内容を説明申し上げ、提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 補足説明いたします。

後期基本計画の内容につきましては、お手元の概要版に沿ってご説明させていただきます。初めに、概要版の1ページをご覧ください。

1ページから5ページにつきましては、平成28年3月に策定いたしました基本構想の概要を示した部分になります。

1ページであります、総合計画の構成としまして、基本構想や基本計画の概要、それぞれの計画における計画期間を示しております。

ページの中段になりますが、今回策定をします後期基本計画につきましては、10年間の基本構想におきまして、後期5か年の施策や取組をまとめた基本計画として位置づけられるものであります。

中段以降につきましては、基本構想で位置づけた、まちづくりの方向性を示しておりますので、ご確認をお願いします。

2ページをご覧ください。

2ページ、3ページにつきましては、基本構想で掲げる、町の将来像と、将来像を実現していくための、6つのまちづくりの基本目標を示しております。

後期基本計画におきましても、基本構想で位置付けてあります6つの基本目標を政策の柱としまして、取組を進めてまいります。

4 ページをご覧ください。

4 ページ、5 ページにつきましては、施策の体系としまして、基本構想と基本計画における全体の構成を示しております。後期基本計画における基本施策につきましては、5 ページの右側にありますとおり、土地利用の推進から広域・地域間連携と交流の促進まで、基本目標に沿った形で、それぞれの基本施策を位置づけております。

6 ページをご覧ください。

6 ページ以降は、後期基本計画の概要につきまして、基本施策ごとに、それぞれの施策における基本方針と主な施策を示しております。

初めに、第1章、「快適に暮らせるまちをつくる」の、第1節、土地利用の推進につきましては、基本方針にありますとおり、土地利用関係法令との整合を図りながら、調和の取れた土地利用の誘導と、地域の自然や特性を生かした合理的な土地利用を推進してまいります。

次に、第2節、都市基盤の整備における道路の整備につきましては、こちらも基本方針にありますとおり、広域的道路網や生活道路などの道路整備を中心に、町民の利便性向上のため、道路網の形成を図ってまいります。

次に、公共交通網の整備につきましては、現在運行しております路線バスやデマンド交通の継続的な運行と併せまして、公共交通ネットワークの整備による利便性の向上に努めてまいります。

7 ページをご覧ください。

次に、公園緑地の整備につきましては、子供からお年寄りまで、安全で快適な憩いの空間となるよう、町民に愛される公園整備などを推進してまいります。

次に、宅地の整備につきましては、若者や町外からの定住を促進するため、社会的ニーズを踏まえた宅地整備を推進してまいります。

次に、第3節、生活基盤の整備における住宅の整備につきましては、若年層から高齢者まで、快適で暮らしやすい住宅の整備を進めるほか、町営、町有住宅の老朽化対策をはじめとした施設の管理と整備を進めてまいります。

次に、上水道の整備につきましては、将来にわたって安全で安定した水道水の供給ができるよう、水道施設や設備など、水道基盤の整備、充実を図ってまいります。

次に、下水道の整備につきましては、生活排水の適正処理を推進し、公共用水域の水質保全と各施設の維持管理などに努めながら、快適な生活環境の形成に努めてまいります。

8 ページをご覧ください。

次に、消防防災・交通安全・防犯基盤の整備につきましては、消防団の充実や町民の防災意識の高揚など、災害に強い消防・防災体制の確立をはじめ、交通事故や犯罪のない安心なまちづくりを推進してまいります。

次に、情報通信基盤の整備につきましては、ケーブルテレビ施設の光化を念頭に置きながら、高度情報化社会に即した情報通信基盤の整備を推進してまいります。

次に、社会資本の長寿命化につきましては、全ての人が安全に利用できるよう、公共施設等の整備を推進し、計画的な施設の維持管理と更新に努めてまいります。

次に、空き家対策につきましては、生活環境の保全や安全のため、空き家等の適正管理を推進するとともに、利活用のための各種支援などを推進してまいります。

9ページをご覧ください。

次に、第2章、「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の、第1節、医療・保健の充実につきましては、子供からお年寄りまで、誰もが心身ともに健康で元気に暮らせるよう、町民の健康づくりを推進してまいります。

次に、第2節、高齢者福祉・社会福祉の充実につきましては、高齢者や障がい者が、住み慣れた地域環境で安心して生活できるよう、各種サービスの充実を図りながら、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを推進してまいります。

次に、第3節、児童福祉・子育て支援の充実につきましては、出産・育児、子育て支援の充実を図りながら、子どもがすくすく育ち、安心して子育てのできる環境の整備を推進してまいります。

10ページをご覧ください。

次に、第4節、社会保障の充実につきましては、国民健康保険や介護保険など、社会保障制度の円滑かつ適切な運営と、各種制度に対する町民意識の啓発に努めてまいります。

次に、第3章、「人を育むまちをつくる」の、第1節、学校教育の充実につきましては、子どもたちの生きる力を育むことを目指して、学校や地域の実情を考慮しながら、創意工夫した特色ある教育活動を推進してまいります。

次に、第2節、生涯学習の充実につきましては、町民の学習ニーズに対応しながら学習機会の拡充や学習環境の充実を図るとともに、学習の成果を地域に生かす生涯学習社会を推進してまいります。

11ページをご覧ください。

次に、第3節、スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、各種スポーツ教室や

スポーツ大会の開催など、町民が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ってまいります。

次に、第4節、文化の振興につきましては、歴史ある貴重な文化や文化財を後世に伝えるため、文化財の保護と普及啓発に努めながら、これらの資源を有効に活用してまいります。

次に、第5節、国際交流の推進につきましては、国際理解教育活動や国際交流活動を推進しながら、グローバル化に対応できる人材の育成など、国際交流を生かしたまちづくりを推進してまいります。

次に、第6節、人権擁護・男女共同参画・青少年健全育成の向上につきましては、人権、男女共同参画を尊重した明るい社会の実現を目指すとともに、家庭や学校、地域などが連携した青少年の健全育成に努めてまいります。

12ページをご覧ください。

次に、第4章、「活力をおこすまちをつくる」の、第1節、農林水産業の振興につきましては、地域の持つ優位性を生かした農業経営の確立をはじめ、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させる森林の整備、また、地域の特性に応じた水産業の振興を図ってまいります。

次に、第2節、商工業の振興につきましては、多様化するニーズに対応するため、商工関連団体と連携を図りながら、効率的な商工業の活性化と各種施策の充実を図ってまいります。

13ページをご覧ください。

次に、第3節、観光の振興につきましては、自然や文化、郷土食などの地域資源に周遊性を持たせるとともに、地場産業と連携した特産品の推奨と併せて、交流人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。

次に、第5章、「人と自然が共生するまちをつくる」の、第1節、自然環境の保全につきましては、町内にある豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷低減などに取り組んでまいります。

次に、第2節、生活環境の保全につきましては、身近な環境・景観の保全に取り組むとともに、生活雑排水の適正処理や廃棄物処理の指導強化など、安心安全で潤いと安らぎのあるまちを目指してまいります。

14ページをご覧ください。

次に、第3節、循環型社会の構築につきましては、資源のリサイクルなど、一人一人が限りある資源を大切に生活スタイルへの転換、再生可能エネルギーの利用推進やバイオマ

ス資源の有効活用などによる循環型社会を目指してまいります。

次に、第4節、環境学習の推進につきましては、地域や学校における環境教育や環境学習の充実を図るとともに、環境行動の実践に向けた各種支援などに取り組んでまいります。

次に、第6章、「ともに考え行動するまちをつくる」の、第1節、行財政の健全化につきましては、職員の定員適正化や施設の統廃合など、行財政改革を推進しまして、身の丈に見合った地方自治の確立と、健全な財政運営に取り組んでまいります。

15ページをご覧ください。

次に、第2節、住民参加・協働の推進につきましては、町民と行政による協働のまちづくりを推進しまして、町民がまちづくりの一員として、やりがいの持てる地域社会を目指してまいります。

次に、第3節、広域・地域間連携との交流の促進につきましては、定住自立圏や姉妹都市・友好都市との交流など、他市町村との連携、交流により、町民サービスの向上と町の活性化を図ってまいります。

最後に、重点プロジェクトであります。後期基本計画におきましては、町の将来像の実現に向けて、総合的かつ効率的、効果的に推進すべき重要な施策について、重点プロジェクトと位置づけまして、まちづくりに取り組んでまいります。

後期基本計画における、重点施策としましては、1つ目に「雇用の創出」推進プロジェクト、2つ目に「結婚・出産・子育て」推進プロジェクト、3つ目に「新しいひとの流れ創出」推進プロジェクト、4つ目に「住めばみやこ」推進プロジェクト、を位置付けております。

後期基本計画におきましては、これら4つの重点プロジェクトを中心に、今後の町政運営と各種施策の推進に取り組んでまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） いくつかあるんですけども、まず、6ページ、土地利用の推進ということが書かれていますけれども、ここでいう土地なんですけれども、町有地だと思いますけれども、町有地のうちの普通財産に区別される土地と、それから、行政財産に区別される土地があると思いますが。それは、できれば何か所ずつあって、どれぐらいの広さなのかということ

と、分かれば教えてもらいたいと思います。

それから、7ページの上から2つ目、宅地の整備なんですけど、町外からの定住を促進するためと書かれていますが、この宅地の整備をする場所というのは、これは町有地を想定しているのかなのか。

それから、8ページ、空き家等の適正管理ということが書かれていますが、適正管理というのは、内容はどういうことなのか。

それから、10ページ、学校教育の充実のところなんですけど、施策が3つ書かれていますが、確かな学力の向上ということなんですけど、そこに、括弧の中にあるのは、情報活用能力の育成ということがありますね。それが最重要なのかなというふうな取り方をするんですけど、いわゆる基礎学力といわれる読み書き、計算とか、そういうものが確かな学力の、まず基礎にあるのではないかなと、私なんかは思っているんですけど、そうではないのかなのか。

それから、2つ目の食育の充実なんですけど、具体的にはどんなことをしていこうと考えているのか。

それから、11ページ、一番上のスポーツレクリエーションの振興なんですけど、来年度は町民プールの建設ということが、大きな目玉になっていますが、一度、全体には、こんなプールができたなら、こんな教室を開くとか、何人予定しているとか、そういう計画がありましたけれども、それを具体的にしていくのかなというふうに思いますけれども、その後どうなのか。

それから、12ページの第1節の施策のところ、地域の特性を生かした農業の確立とあるんですけど、地域の優位性というのが、第1節、農林水産業の振興、その基本方針のところ、地域の持つ優位性というのが書かれているんですけど、優位性と書くなら、この地域の危機的な状況も併せて書かないと事実としてはまずいのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

それから、第2節、商工業の振興ですけれども、商業活性化というのは、なかなか大変だなというふうに思って、町としてもプレミアム商品券とか、いろいろやっているんですけど、なかなか活性化しないと思います。していないのではないかなと思うんですけど、根本的に何が必要と考えているのか、考えていることがあったら教えていただきたい。

それから、13ページの第5章の第1節の中の施策の、上から3つ目、農地の保全ということで、農地の荒廃防止ということで、具体的にどんな策をもって臨もうとしているのか教え

てもらいたい。

それから、本文のほうですけれども、28ページ、教育のところ、一番最初に、適正規模の教育環境というふうなことが書かれています。第1節、学校教育の充実の現状と課題の、一番上の行、適正規模での教育環境を確保するためということなんですが、適正規模の教育環境というのは、ひょっとしたら、少人数では駄目だということを言いたいのかなと思うんですが、具体的にどういうことを言っているのか教えてもらいたいと思います。

それから、42ページなんですが、これは捉え方が私と違うなと思っているんですけども、一番下の水産業です。その2行目、水量、魚種とも豊富に存在していますとあるけれども、実際には、那珂川見ても、ものすごく水量が少なくなっているんですよ。私たちが子どもの頃と比べたら、もう、ものすごい差です。それから、魚の種類も私は減っていると思いますよ。私も魚釣りが嫌いではないので、実際に川に立ったりも、最近はしませんけれども、釣りをしたんですけども、随分、もう変わっていると思います。

だから、こういう認識でいると、私は間違うんじゃないかというふうに思うんですよ。その認識をお伺いします。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

今回の総合振興計画につきましては、具体的なことではございませんで、これから実施いたします基本的な考え方をまとめたものでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

最初、1ページの土地利用に関してですけれども、普通財産、行政財産の取扱いについては、ここで示しておるものではございませんで、町全体の土地利用についての方向性を示しているところであります。

2番目の、宅地の整備について、場所についてですけれども、場所につきましても、当然町有地等をはじめとして、いろんな場所の検討をしていきたいと考えています。

3番目の、適正管理の内容ということでございますが、これにつきましては、今年度以降、空き家計画等を策定する予定でありますのでご理解をお願いしたいと思います。

4番目の、情報活用能力の育成、食育の充実等につきましては、先ほど言いましたように、今後、進めるに当たって、こういった件での考えを基に進めていくということでご理解をお願いしたいと思います。

5番目の、プールの建設の説明ということでございますが、これにつきましても、今後、

進める中で何らかの形でお示しできればと考えています。

6番目、地域の優位性ということでございますが、これは那珂川町における優位性ということ、優位性というような表現にしたということですので、その辺をご理解をいただければと思います。

7番目が、商業の活性化に必要なこととございますが、これにつきましても、必要性をこの計画をもとに、何が必要かということで具体的施策を検討していくということで、ご理解をお願いしたいと思います。

農地の荒廃防止の具体策ということとありますが、この具体策につきましても、今後、検討していくということでご理解をお願いします。

適正規模の教育ということにつきましても、小規模が駄目ということではなくて、あくまでも適正規模ということで、今後、検討していくこととご理解をお願いします。

最後、7番目の、水量、魚種等が豊富ではないかということとございますが。認識としては、清流那珂川ということで、水量があつて、魚種も豊富であるというような認識ということとあります。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号 第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第2、議案第18号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました、議案第18号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、那珂川町カタクリ山公園について、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、特定非営利活動法人、山野草保存会を指定管理者として指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、那珂川町カタクリ山公園施設であり、指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町三輪1151番地4、特定非営利活動法人、山野草保存会、理事長、石澤隆美です。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。

参考資料の1ページをご覧ください。

1、管理を行わせる施設の概要であります。施設の名称は、那珂川町カタクリ山公園、施設の所在地は、那珂川町三輪1153番地ほかであります。

主な施設の概要として、敷地面積は13万1,477平方メートル、園内には、四阿1棟、休憩所1棟、トイレ1棟で、そのほか、駐車場等があり、平成13年4月、町が公園に指定しております。

2、指定管理者が行う業務は、施設の維持管理及び運営に関する業務、施設の利用許可に関する業務、施設の利用許可の取消し並びに利用の制限等に関する業務であります。

3、利用料金収入等の取扱いにつきましては、地方自治法第244条の2の規定による利用

料金の制度を採用し、条例に規定する額の範囲内で町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営経費に充てるものです。

2ページをご覧ください。

4、指定管理料は、施設の管理に必要な経費として、年額180万円を限度として年度協定で定め、指定管理者に支払います。

5、候補者選定の経費であります。那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募とし、その理由として、特定非営利活動法人山野草保存会は、以前から同公園をボランティアで管理運営してきた地元有志たちによって設立した法人で、長年にわたる管理経験と、山野草に関する知識は非常に優れており、効率的かつ効果的なサービスが見込まれることから、現在の指定管理者に通知し、2月5日に申請を受付し、その後、書類審査した結果、指定管理者の候補者としました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） 指定管理料、年間180万円を限度としてということで、指定管理者に払うということなんですが、このカタクリ山公園の施設の中に入っていますトイレのことなんです。

カタクリ山公園は、年間に、人がカタクリを見に来るのは、3月の早くて中旬から、4月の半ば、もっと前かな、3週間なんだそうです。それで、その間の駐車場とか、そういうところにも、もちろん車は来るんですけども、トイレについては年間開放しているわけですね。もちろん観光客の方々が来る時にもたくさん使われると思うんですけども、そうでない時期にも、結構使われているんですよ。私も使ったことがありますけれども。

このトイレ、三輪神社に隣接しているというようなこともあって、正月とか、そういう時にも結構利用者がいるんじゃないかな。それから、いいことではないと思いますけれども、家庭のトイレとかをなるべく使わないで、公共のものを使うというそういう人もいるようなんです。

そういうことを含めると、トイレについては、隣接はしているけれども、直接、町の管理ということで、この施設から外したほうがいいのではないかと、それで、観光客が来る時だけお願いすると、管理をお願いするというふうにしたほうがいいのではないかなというふうなことを、一つ思っているんですね。

そうでなければ、年間、この管理を、この人たちにお願いするというのであれば、その費用は町がきちんと、今までどれだけかかったのかというのを聞いたりして、180万円に上乘せして出すのが当たり前ではないかなと、私は思います。

今までは、込みということで、180万円としてきましたけれども、そういう考えは、私は違うのではないかなと。だから、もう一回言いますと、年間その管理をお願いするんだったら、トイレに係る費用については、別途どのぐらいかかるのかというのを計算して、それで上乘せをすべきではないかということで、180万円ということには反対します。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

2番、大金 清議員。

○2番（大金 清君） 山野草保存会は、長年、カタクリについて、公園については、保存のために、全員団結してやってきた経過がございます。その中で、やはり、今回コロナが、おかげで、なかなかカタクリに、公園に来られないという状況もございまして、かなり予算的には逼迫していて、今までは、駐車場料金でやっていましたが、今回、180万円という管理料でやっていただけるということなものですから、今後の、その、今言われたトイレのことについては、考えていただきまして、私は180万円、管理料で賛成をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木 繁君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号 那珂川町カタクリ山公園に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鈴木 繁君） 日程第3、議案第19号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました、議案第19号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館等について、住民サービスの向上と管理運営の効率化を図るため、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） 補足説明を申し上げます。

指定管理者に管理を行わせる施設は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設です。

指定管理者は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ、代表取締役、福島康夫です。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間です。

参考資料1ページをご覧ください。

1、管理を行わせる施設の概要ですが、各施設の名称、所在地、建築面積のほか、詳細については記載のとおりでございます。

2、指定管理者が行う業務の範囲は、施設及び設備等の維持管理等に関することについて

は、施設の適正な管理など記載の7項目、その他として、緊急時の対応策など記載の4項目です。

参考資料2ページをご覧ください。

3、利用料金収入等の取扱いにつきましては、地方自治法第244条の2の規定による利用料金の制度を採用し、条例に規定する額の範囲内で利用料金を設定して収受し、施設の管理運営経費に充てるものです。

4、指定管理料は施設の管理に必要な経費として、年額1,600万円を限度に年度協定で定め、指定管理者に支払います。

5、候補者選定の経緯であります。那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定により、選定方法は非公募とし、その理由として、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成18年度から指定管理者として15年間にわたって管理運営を行っております。

また、温泉事業を通じて、温泉利用者等の健康増進や、安らぎと憩いの場を提供するなど長年の管理運営の実績を踏まえ、現在の指定管理者に通知し、1月29日に申請書を受付し、その後、書類を審査した結果、指定管理者の候補者といたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、小川正典議員。

○5番（小川正典君） それでは、1点のみ、ご質問をさせていただきます。

3番目の指定期間、本来の指定管理の期間ですと3年から5年と一般的に言われているわけですが、なぜ、1年、この短期間なのかというこのご説明を、質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木 繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（薄井 亮君） ただいまの、指定管理期間が1年というこの理由でございます。

まほろばおがわにつきましては、令和元年の10月から機器の故障等、また、新型コロナウイルスの影響等で、かなり、入館者も減しているような状況でございます。今後も新型コロ

ナウウイルスの感染の影響によりまして、経営状況がどのように変わっていくか、その辺の変化がございまして、その辺の影響を考慮しまして、今回につきましては1年間というような期間とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木 繁君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

3番、川俣義雅議員。

○3番（川俣義雅君） この、まほろばおがわについては、昨年6月議会で、たしか、第20期の事業計画というのが示されて、それを了承したということ覚えています。その時には、経営が大変だというようなことは全く出ていませんでした。

それで、今の小川議員の質問の答えで、若干経営が大変だというようなことがありましたけれども、説明文の中には全くそういうのが出てきていません。それで、経営悪化に対してどんな方策を取ってきたのかということも、もちろん書かれていません。ですから、経過をきちんと報告して、どのように努力したけれどもうまくいかなかったと、それで初めて年間1,600万円、町から出すと。

今までの2,000万円のその原資はどうなったのかということも含めて、きちんと報告してもらわないと、町民にとっては、いきなり、今までは町から管理料として出すということではなかったわけですから、いきなり1,600万円と。しかも6月に、言わば今年度ですよ、今年度の6月に計画を出して、それを1年経つ前に今の時点で変えるということですから、それについても、きちんとした説明がなされるべきだと。

そういう説明がなされない変更については、私は認めるわけにいかないというふうに思います。

○議長（鈴木 繁君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

1番、福田浩二議員。

○1番（福田浩二君） 株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯の管理運営のため、町のほか、町商工会と農協などが出資して設立した会社です。株式会社まほろばおがわは平成13年

11月の会社設立以来、現在まで20年、まほろばの湯等の管理運営を行ってきており、施設  
の設置目的である町民の健康増進とふれあいと交流の拠点として、町内及び町外県外に至る  
人たちから、現在まで約247万人の来館者があり、地域活性化に大きく貢献しております。

現在まで、企業努力により運営してきているところですが、しかし、二度にわたる施設の  
故障と新型コロナウイルスによる臨時休業は、経営努力では回避できない致命的な影響があ  
り、経営が悪化したものと思われまます。

今回、指定管理料による経営を支援することによって、経営の安定、地域の貢献に取り組  
んでいただけると考え、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（鈴木 繁君） ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（鈴木 繁君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のと  
おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（鈴木 繁君） 起立多数と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

○議長（鈴木 繁君） 再開いたします。

---

#### ◎議案第20号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（鈴木 繁君） 日程第4、議案第20号 令和3年度那珂川町一般会計予算の議決につ

いて、日程第5、議案第21号 令和3年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第6、議案第22号 令和3年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第7、議案第23号 令和3年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第8、議案第24号 令和3年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第9、議案第25号 令和3年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第10、議案第26号 令和3年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第11、議案第27号 令和3年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第20号から議案第27号、令和3年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当たって所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明を申し上げます。

日本の経済情勢は、新型コロナウイルス感染拡大の第3波による外出の自粛に伴い、経済活動も低下している状況ではありますが、今後の新型コロナウイルスのワクチン接種により、経済活動の回復が期待されているところであります。

このような中、国の令和3年度一般会計予算であります。3次補正予算と併せ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染症危機管理体制の整備等を図るほか、デジタル社会、グリーン社会の実現、全世代型社会保障制度の構築等の中長期的な課題への対応、小学校の35人以下学級の実現、防災・減災、国土強靱化への重点化の促進に加え、歳出改革の取組を継続する予算として、前年度比3.8%増の106兆6,097億円となっており、地方財政対策では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、30年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしております。

栃木県の令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応や令和元年東日本台風被害からの復旧・復興を進めるとともに、「とちぎ未来創造プラン」と「とちぎ創生15戦略」に掲げる政策を推進する予算として、前年度比21.3%増の1兆154億円となっております。

本町の令和3年度当初予算につきましては、「第2次那珂川町総合振興計画後期基本計画」での各種施策の達成に向けて着実に推進していくとともに、「那珂川町人口ビジョン」及び

「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本目標や重要業績評価指標を達成するほか、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる各事業を推進していく予算を計上いたしました。

また、予算編成においては、町民の安心・安全な生活基盤を構築するために、町の厳しい財政状況を踏まえつつ事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を検証して予算の編成作業を進めてまいりました。

令和3年度の主な事業としましては、町民プール新築工事や、新型コロナウイルスワクチン接種事業、上郷須賀川線、薬利後沢線をはじめとする町道の改良舗装事業を継続して実施するほか、消防施設整備事業として小砂地区の消防自動車車庫建て替えに係る経費を計上いたしました。

その他、新規の事業としましては、虐待や子育ての相談窓口を運営する子ども家庭総合支援拠点運営事業、小・中学校の授業でパソコンを効果的に活用するためのICT支援業務、いちご一会とちぎ国体準備事業、ケーブルテレビ施設更新事業として全線光ケーブル化調査業務等を計上いたしました。その結果、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は、145億6,240万円となり、前年度と比較して10億2,290万円、7.6%の増となりました。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計予算につきましては、89億5,000万円で、前年度と比較すると10億円、12.6%の増となりました。この増減の主な要因は、町民プール新築のための体育施設整備事業、町道改良舗装事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などが増額したことによるものであります。一方、地方道路交付事業、消防施設整備事業、中部中山間地域総合整備事業などは減額しております。

一般会計の歳入であります。個人町民税は、新型コロナウイルス感染症による影響を3,000万円の減額と見込み、法人町民税は、法人税の税率改正と感染症の影響により、4,000万円の減額と見込みました。

また、固定資産税につきましては、前年度同額。

町たばこ税は、購入本数の減少により1,000万円の減額。

入湯税は、感染症の影響による入湯客数の減で、500万円の減額と見込みました。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税についても、感染症の影響により300万円を減額した一方、森林環境譲与税が、譲与額の増加により1,274万9,000円の増額を見込みました。

法人事業税交付金は、地方税制の改正により新設されたもので1,200万円を見込みました。

地方消費税交付金は、社会保障財源交付金等の増で3,000万円の増額と見込みました。

ゴルフ場利用税交付金は、利用者の減少により700万円の減額を見込みました。

地方交付税は、普通交付税において令和3年度から一本算定になりますが、地域社会再生事業費や公債費の増などにより、基準財政需要額の増額を見込み、特別交付税と合わせて前年度と同額の29億円を見込みました。

国庫支出金につきましては、町民プールの新築工事に伴い、学校施設環境改善交付金が増額になることや、新型コロナウイルスワクチン接種事業により、新型コロナウイルスワクチン接種対策費やワクチン接種体制確保事業費などの増により、1億1,862万5,000円の増額と見込みました。

県支出金につきましては、農業用ため池ハザードマップ作成業務が完了し、農村地域防災減災事業費などの減により、4,334万8,000円の減額を見込みました。

繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金から繰り入れるほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへ、基金からの繰入れを行うこととして、9億1,526万9,000円を計上しました。

また、町債の発行額につきましては、町民プール新築工事や地方道路交付金事業、町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業などに充当するため、交付税への算入率の高い過疎対策事業債、合併特例事業債を起債することとし、臨時財政対策債の起債を含め、前年度比8億2,860万円増の12億6,220万円を計上しました。

続きまして、令和3年度予算の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

まず、1、「快適に暮らせるまちをつくる」であります。が、(2)都市基盤の整備のうち、①道路の整備では、上郷須賀川線、薬利後沢線を含め、10路線を重点的に整備することといたしました。

(3)生活基盤の整備のうち、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、消防施設整備事業に、小砂地区の消防自動車車庫建設工事費を計上するとともに、消防防災及び交通安全に要する経費を計上いたしました。

5ページに続きます。

⑥社会資本の長寿命化では、橋梁長寿命化事業に、向桑子橋、仲平橋、泉橋、深沢橋の修繕に要する経費を計上いたしました。

2、「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の、(1)医療・保健の充実では、那珂よしけんこうポイント事業の拡充、中学生までを対象としたインフルエンザ任意予防接種助成事業、がん患者への医療用ウィッグ購入費助成事業を継続するとともに、新規事業として、新型コロナウイルスワクチン接種事業を実施するほか、各種保健事業を実施いたします。

(2)高齢者福祉・社会福祉の充実では、介護予防事業や地域づくり推進事業、障害者福祉サービス事業をはじめ、各種の事業を実施いたします。

6ページに続きます。

(3)児童福祉・子育て支援の充実では、新規事業として、虐待や子育ての相談窓口を運営する子ども家庭総合支援拠点運営事業を計上するとともに、児童手当支給事業のほか、放課後児童クラブ運営事業や子育て支援センター運営事業など、子育てにやさしい環境をつくるための予算を計上いたしました。

3、「人を育むまちをつくる」の(1)学校教育の充実では、新規事業として、小・中学校の授業でパソコンを効果的に活用できるようにICT支援業務を計上するとともに、外国語指導助手の設置や、各学校の教育振興のための経費などを計上いたしました。

7ページに続きます。

(2)生涯学習の充実では、各種教室や講座の開催など、社会教育の推進や公民館活動を推進するための経費などを計上いたしました。

(3)スポーツ・レクリエーションの振興では、新規事業としてニュースポーツ普及促進に要する経費や町民プール新築工事、いちご一会とちぎ国体の会場準備などに要する経費を計上するとともに、各種スポーツ大会の開催や、体育施設の維持管理運営のための経費を計上いたしました。

(4)文化の振興では、馬頭広重美術館、なす風土記の丘資料館の管理運営のほか、文化振興の充実や芸術文化活動の推進、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

4、「活力をおこすまちをつくる」の(1)農林水産業の振興では、農業基盤の整備や畜産振興などの事業費を計上いたしました。

8ページに続きます。

林業の振興では、引き続き、八溝材の利用拡大と、移住・定住の促進のための木材需要拡大事業を実施するとともに、森林環境整備事業においては、大山田下郷地区の里山管理業務が始まるため拡充いたしました。

(2)商工業の振興では、農業・商工・観光連携の下、地元特産品のブランド化を推進す

るほか、商工業者の経営支援を融資事業により実施いたします。

(3) 観光の振興では、新規事業として、DMOに向けた調査研究費を計上するとともに、豊島区でのイベントやイベントプロデュースなどの事業費を計上するほか、各観光施設等の管理運営費を計上いたしました。

また、観光協会等とも連携し、道の駅や地域情報発信施設を中心とした観光・地域情報のPRを強化してまいります。

5、「人と自然が共生するまちをつくる」の(2)生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上いたしました。

(3) 循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業や低炭素まちづくり推進設備等導入事業として、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上いたしました。

9ページに続きます。

6、「ともに考え行動するまちをつくる」の(2)住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る施策として、令和3年度におきましても「なかがわ元気フェスタ」を実施することといたします。

(3) 地域間連携・交流の促進では、ふくろう協定を締結しております東京都豊島区と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町に教育関係者のほか、スポーツ推進委員を派遣し、視察交流を実施いたします。

7、「まちづくりの重点プロジェクト」のうち、(1)「雇用の創出」推進プロジェクトでは、町内に働く場を確保し、雇用の創出に係る施策として、企業立地奨励事業や雇用促進奨励事業、町内に新規出店するお店を支援する新規出店支援事業などを位置付け、地域資源を生かした新たな産業の創出を目指します。

(2)「結婚・出産・子育て」推進プロジェクトでは、結婚し安心して子育てができる環境整備に係る施策として、結婚促進事業や、不妊治療費助成や産前・産後サポート事業を実施する子育て世代包括支援センター事業、認定こども園3園の管理運営、子育て支援住宅運営事業を位置づけ、出産や子育ての希望をかなえることを目指します。

(3)「新しいひとの流れ創出」推進プロジェクトでは、定住や町外からの移住の促進、関係人口や交流人口の増加に係る施策として、移住定住モニターツアー事業や田舎暮らしプロモーション事業、観光モニターツアー事業、空き家を活用するための計画策定に係る委員会を立ち上げ、人口減少の歯止めを目指します。

(4) 「住めばみやこ」推進プロジェクトでは、時代に合った地域をつくり、安心安全な暮らしを守るための施策として、ケーブルテレビ施設の全線光ケーブル化調査業務や地域防災計画策定を進める防災対策事業、町民の健康づくりを促進する事業を位置付け、住みよいまちづくりを目指します。

10ページに続きます。

特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。ケーブルテレビ施設更新事業として、全線光ケーブル化調査業務を実現するとともに、指定管理者業務委託料や道路改良工事に伴うケーブル移設工事が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。新規事業として疾病手当金を計上するとともに、保険給付費や国民健康保険事業納付金のほか、保健事業が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業、包括的支援事業が主なものであります。

11ページに続きます。

次に、下水道事業特別会計であります。施設の維持管理や管路耐震補強工事が主なものであります。

農業集落排水事業特別会計であります。施設の維持管理費が主なものであります。

最後に、水道事業会計であります。原水設備及び配水設備の維持管理や建設改良に要する経費が主なものであります。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の施行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいる所存でありますので、議員の皆様におかれましても、建設的なご意見、ご提言をいただき、町政発展のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の所信と令和3年度予算の提案の説明とさせていただきます。

以上であります。

○議長（鈴木 繁君） 提案理由の説明が終わりました。

---

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（鈴木 繁君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第27号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

議案第20号から議案第27号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

---

◎休会について

○議長（鈴木 繁君） お諮りします。

予算審査特別委員会開催のため、明日3月5日から3月14日までの10日間は、本会議を休会としたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木 繁君） 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月14日までは本会議を休会とすることに決定いたしました。

3月5日から3月14日までは本会議を休会とします。

---

◎散会の宣告

○議長（鈴木 繁君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時38分